

令和5年12月22日

定時制課程保護者の皆様へ

愛知県立安城高等学校長 羽佐田 透一

登下校等時の自転車乗車の際の安全確保とヘルメット着用について

厳寒の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。日頃から、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和5年4月1日に改正道路交通法が施行され、自転車利用時のヘルメット着用が努力義務化されています。また、本県では令和3年4月1日から「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されており、下記のとおり自転車利用者、保護者、学校の長の責務が定められています。

つきましては、下記の（参考）及び裏面の統計資料等を参考にいただき、お子様が自転車を利用する際の教育に併せて、ヘルメットの着用について御指導いただくようお願いいたします。

夜間定時制である本校は、夕刻に登校し、夜間に下校となるため、自転車の安全で適切な利用の啓発は、特に重要であると考えております。折に触れて、自転車利用時のヘルメット着用を含む「自転車安全利用五則」等、適正な利用に関する教育と啓発を進めてまいりますので、どうぞ御協力をお願いいたします。

記

愛知県条例「自転車の安全で適正な利用に関する条例」より

自転車利用者	自転車利用者は、道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。（第十一条の1）
保護者	○保護者は、その監護する未成年者に対して、自転車の安全で適正な利用に関する教育を行うよう努めなければならない。（第十条の3） ○保護者は、その監護する未成年者が道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。（第十一条の2）
学校の長	○学校の長は、その児童、生徒又は学生に対し、その発達段階に応じて、自転車の安全で訂正な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。（第十条の4） ○学校の長は、自転車通学者に対して、乗車用ヘルメットの着用に関し、情報の提供、助言、その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（第十二条の2の二）（趣旨要約）

（参考）

警察庁ホームページ 「自転車用ヘルメットの着用」

愛知県ホームページ 「自転車の乗るときはヘルメットを着用しましょう」

「児童生徒等及び高齢者のヘルメット購入を支援する補助制度について」

愛知県警ホームページ「自転車の安全利用」「乗車用ヘルメットについて」

令和5年4月1日

改正道路交通法施行

自転車利用時の ヘルメット着用 努力義務化

全年齢対象



自転車死者の致命傷は頭部 約7割 ヘルメット非着用は致死率 2.2倍

自転車事故の際、車体や路面等に頭部をぶつけて、死に至るケースが少なくありません。
ヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた方に比べて2.2倍も高くなっています。
被害軽減には頭部を守ることがとても重要です。
ヘルメットを正しく着用して、死亡リスクを減らしましょう。



(平成30年～令和4年 愛知県警統計資料)

愛知県内では、既に令和3年10月より、条例で自転車利用時のヘルメット着用が努力義務化されています。自転車に乗ったら必ずヘルメットを着用しましょう！



交通安全動画



命を守る
ヘルメット！